



平成26年2月12日  
自動車局

## 製造の過程にある自動車の型式認定制度をつくりました。

キャブ付シャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行い、新規検査を行っておりますが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車の状態で、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在していません。

今般、国土交通省では、荷台を架装した後の状態で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（被けん引自動車及び第五輪荷重を有するけん引自動車を除く。）を、製造過程自動車として型式を認定し、当該製造過程自動車の型式ごとに、構造、装置及び性能の保安基準への適合性ととも、均一性について判断し、型式の認定を行うことにより、新規検査の効率化を図ることとし、「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成26年国土交通省告示第120号）を策定しましたので、お知らせします。（詳細は別紙参照）

### 問い合わせ先

自動車局審査・リコール課：海東、千葉  
TEL：03-5253-8111（内線42314）  
直通：03-5253-8596  
FAX：03-5253-1640